

熱中症対策に関する有識者ヒアリングの結果概要

第174回提出資料

ヒアリング概要（総論）

- 「熱中症基本対策要綱」等に盛り込んでいる事項は現場において積極的に実施すべきであり、その一部については重篤化防止の観点から義務化も含めて強化することが適当。
- 熱中症を重篤化させないためには、以下の2点が重要。
 - ① 可能な限り早期に異常が認められる者（熱中症になりそうな者）を発見すること
 - ② 異常が認められる者に対し、「暑熱作業からの早期離脱」、「早期の身体冷却」、「有効な休憩設備の利用」、「躊躇ない医療機関への搬送（水分摂取等の様子がおかしい場合）」を実施すること
- 熱中症を重篤化させないためには、各現場において、「作業内容や作業環境に伴う熱中症リスク」や上記①～②の具体的実施方法を分かりやすい形で管理者・作業者が共有することが重要。

ヒアリング概要（各論・一部抜粋）

- 具体的な措置を事業者に義務付ける場合の基準は設けるべきだが、WBGTや気温の数値のみで一律に定めるのではなく、「WBGTの値」、「作業強度」、「作業時の着衣の状況」等の組合せによる必要があるが、WBGT28度を超えると急激に、救急搬送者数も増えるため、これを一つの線引きとすることが適当。
- 異常を発見するための対応としては、職場巡視等によって自覚症状の有無や受け答えに異変がないかを確認することが必要であるが、具体的な実施方法については、現場の実情に応じ、ボディ制やウェアラブル端末の活用など実効性の高い方法とすべき。
- 異常が認められる者が発生した場合の対応に関する教育については非常に重要。作業者に対する教育は、「熱中症基本対策要綱」で示している「熱中症予防管理者」など、熱中症予防対策に詳しい管理者を各現場において選任し、その者が中心となって実施することが望ましい。

今後の熱中症対策について（案）

第174回提出資料

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

○ 熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者が罰則付きで義務付けることとする。

1 熱中症のおそれがある労働者を早期に発見できるよう、「熱中症の自覚症状がある労働者」や「熱中症のおそれがある労働者を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係労働者に対して周知すること。

※ 報告を受けるだけでなく、積極的に「熱中症の症状がある労働者を見つけるための措置」として、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡等現場において取り組まれている効果的な措置を通達で推奨する。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（参考例は別添のとおり）を事業場ごとにあらかじめ作成し、関係労働者に対して周知すること。

※ 「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」は、以下の作業（熱中症のおそれのある作業）を対象に罰則付きで義務化。当該作業で熱中症が疑われる労働者が発生した場合には、WBGT値や作業時間等にかかわらず、実施手順を踏まえ、適切に対処することを通達で示す。

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業

※ 作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を通達で推奨する。

※ なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

第174回提出資料



熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
 ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】
 めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

作業離脱、身体冷却

意識の異常等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、

- ①返事がおかしい
- ②ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当

判断に迷う場合は、安易な判断は避け、#7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと

自力での水分摂取

救急隊要請

医療機関への搬送

経過観察

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

回復

回復

回復しない、症状悪化

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならないものとする。

二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならないものとする。

第二 施行期日

この省令は、令和七年六月一日から施行すること。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。

2 改正の概要

○ 以下1、2の事項を事業者に義務付けること。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

- ①「熱中症の自覚症状がある作業員」
- ②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ①作業からの離脱
- ②身体の冷却
- ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

※ WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

3 公布日等

(1) 公布日 令和7年4月上旬（予定）

(2) 施行日 令和7年6月1日

媒体名	日本農業新聞
掲載日	2025. 3. 13

熱中症対策を義務化

厚労省 罰則あり、6月施行へ

厚生労働省は、農業法人を含めた事業者に、労働者の熱中症対策を義務付ける。従業員に屋外作業など熱中症にかかる恐れがある作業をさせる際、熱中症の発生の報告体制や、休ませて体を冷やしたり医療機関に搬送したりといった対応手順をあらかじめ定めるよう求める。取り組みが不十分な場合の罰則も設ける。4月上旬にも関連法の規則を改正し、6月から施行する。

12日に開いた労働政策審議会の分科会で案を示し、了承された。労働安全衛生法の関連規則を改正する。熱中症による死亡事故を防ぐには、現場で

置や手順の作成の關係する労働者への周知を義務付ける。報告体制では、熱中症を発見した場合の連絡先や担当者を事業場ごとに定めるよう求める。「暑気指数(WBG)28以上または気温

31度以上の環境で、連続1時間以上または1日4時間以上」の労働をさせる場合、対策が義務付けられる。対策を怠った場合、6カ月以下の懲役、または50万円以下の罰金が科される可能性がある。熱中症が原因で死亡する労働災害は多発している。同省の統計では2022年は30人、23年は31人が死亡。要

因は、初期症状の放置と医療機関に搬送しないなど対応不備が多い。同省は「他の災害より死亡に至るケースが多く、早急な対応が求められる」とする。農水省によると熱中症が原因の農作業死亡事故は37件(23年)。労働災害と個人農業者の死亡も含む。(古田陽知則)

熱中症の恐れがある作業者や自覚症状に早期に気付き、迅速に対処する必要がある。そこで事業者には、①早期発見の報告体制整備の義務化を防ぐ措